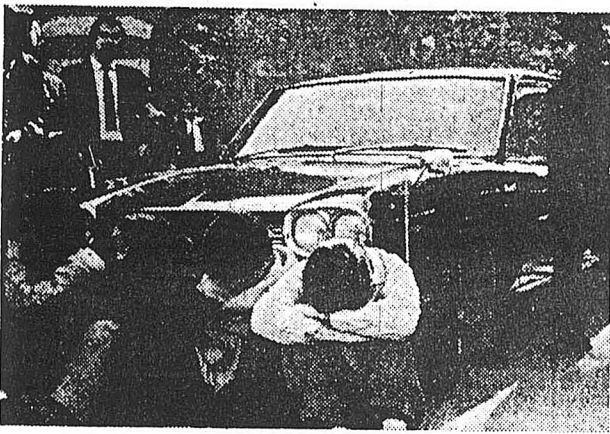


水俣病裁判、大荒れ

証人ら退廷、ついに中止

告発する会員の激しいヤジの中で、弁護士会館控入室に入る西田証人(中央)と久我チツ子本社総務部長



熊本地裁から引き揚げようとする西田証人らの車の前にすわり込む告発する会の会員たち

第11回口頭弁論

激しいヤジに怒る

裁判長が異例の"説得"

五日熊本地裁で行なわれる予定だった水俣病裁判の第十一回口頭弁論は、被告の会社側弁護団が「証人が暴行やほろを受けて正常な証言ができない」と証人とともに退廷したため中止された。証人退廷で公判が開かれなかったのは熊本地裁では初めてのこと。

"ウツつき" "人殺し..."

水俣病裁判は五日午前十時から民事三部斎藤次郎裁判長係りで前日を引き続いて、元チツ子水俣工場長が退廷した。被告側弁護団は西田証人とともにそのままで裁判所を出ようとしたため、構内いた水俣病を告発する会などの支援団体員五、六人が車を取り囲み、車の前にすわり込んだ。

事態を重視した斎藤裁判長は退廷を出て、裁判所正門前で西田証人とを説得、出廷するよう求めるとともに、妨害していた支援団体員も立ちのかせた。このため被告側弁護団は午前十時半、いったん地裁内の弁護士会館に戻ったが、被告側弁護団は裁判所に対して同日朝九時十分、原告側が西田証人を乗せた車を取り囲み、車体をたいて暴言を浴びせたり、車を降りて弁護士会館に入るさいこついたり、悪口、雑言を浴びたこと、開廷前法廷内でもほろ、中傷されたことなどを理由にあげ「これでは正常な裁判とはいえないので審理には応じられない」と退廷を断わった。裁判所では合議の結果、同日審理を閉じるとは無理と判断、午後零時五十分同日の口頭弁論の中止を決定した。

同裁判は裁判の性格上、第一回の口頭弁論から法廷内で原告や被告側人が被控側代理人や立ち会ひの会社側関係者とのしるなど及びび管理が中断したが、特に今回は証人が会社の幹部だということと原告の中に感情的になる人がおり、二月四、五日に開かれた第九十回口頭弁論のさいは西田証人が裁判所構内から出られず、警察機隊が出動して構内に出したほど。

共、四月八日に延期することを決め、法廷で宣言することにも傍聴席の支援団体員や原告の患者に対して「証人に対する心理的な圧迫を加えることは正常な裁判の進行を妨ぐ、これはひいては原告に重大な損害を与えらるることになると十分自覚して、裁判の正常な進行に協力してほしい」と要望した。これに対し山本茂雄原告弁護団長が「裁判所が被告の一方的な言い分だけで大事件口頭弁論を中止されたのは納得できない」と抗議した。

被告側弁護団の証人、裁判は証人その他の訴訟関係者が自由に入出入りし、自由に発言できる状態にならなければ正常とはいえない。本日のように証人がつかかれたり、悪口雑言を浴びせられるなどの身

に危険があるような状態では審理
に応じることができないので、弁
護団の判断で証人に退廷してもら
った。この裁判については被告側
は原告以上に裁判に協力してきた
自信があるし、これまでも多少の

悪口雑言はがまんしてきたが、こ
のような状態が続けばもはや裁判
とはいえないので退廷した。これ
までの裁判所の配慮には感謝して
いるが、本日のような状態では裁
判所からの説得でも感じられな

い。
原告弁護団の話 裁判所が際立
した証人を代理人の判断で出廷さ
せないことはきわめて不当だ。証
人が興奮したと言っているが、入
廷した時の状態ではそのような様

子はなかった。原告側の尋問によ
って、会社側の過失が明らかにな
っていきるので、きょう尋問を続行
することで被告側が窮地に陥ると
を恐れた、原告を煽揺させよう
という愚意に満ちた作為的な行為

だ。法廷外の出来事の報告を原告
に転嫁することは許せない。
斎藤裁判長の話 説得はしたが、無理だと思つて中止すること
にした。とにかく、原告、傍聴人
が自覚してくればすべて解決つ

くことだ。私の感じとしては、第
一回の証人調べ（二月四日）はひ
どかつたが、二回目と昨日はせん
な状態ではなかつたと思う。今後
とも退廷命令はつとめて避け、平
穏な中で審理を進めたい。